

## 中心市街地活性化市民会議規約

### (目的)

第1条 この会は、市内の事業者、農業者、各種団体・機関など業種を超えて広く市民の参画を得て、知恵とアイデアに富んだ中心市街地活性化のための企画及び運営を行い、地域経済の活性化と地域活力の向上に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 前条の会議は、中心市街地活性化市民会議（以下「まちなかフォーラム」という。）と称する。

### (事業)

第3条 まちなかフォーラムは、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 中心市街地活性化のためのイベント事業の開催
- (2) 中心市街地活性化の調査・研究
- (3) その他、地域経済活性化のために必要な事業

### (構成)

第4条 まちなかフォーラムは、深川市内の事業者、農業者、市民有志、各種団体・機関をもって構成する。ただし、事業推進上必要と認めるときは、市外の有識者を加えることができる。

### (役員及び職務)

第5条 まちなかフォーラムに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 役員は総会において構成員の中から選任する。

3 会長は、まちなかフォーラムを代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 監事は、まちなかフォーラムの会計を監査し、その結果を総会に報告する。

6 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、任期途中で選任された場合は、前任者の残任期間までとする。

### (オブザーバー)

第6条 まちなかフォーラムは、第3条に規定する事業に関し、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会長が会議に召集し、発言を求めることができる。

### (会議)

第7条 会議は、総会及び運営会議とする。

### (総会)

第8条 総会は、会長が招集し、年1回定期総会を開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、構成員の過半数の出席により成立するものとし、出席者の過半数の議決により決するものとする。
- 3 前項の議決において、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 総会は、会長が議長を務めるものとし、会長不在の場合には副会長が議長を務めるものとする。
- 5 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 事業計画及び予算の承認
  - (2) 事業結果及び決算の承認
  - (3) 規約の改正
  - (4) 役員を選出
  - (5) まちなかフォーラムの存廃について
  - (6) その他まちなかフォーラムの運営に関する重要な事項で会長が必要と認めるもの

(運営会議)

第9条 運営会議は、全構成員をもって構成する。

- 2 運営会議は、会長が議長を務めるものとし、会長不在の場合には副会長が議長を務めるものとする。
- 3 運営会議は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 第3条に掲げる事業の執行に関する事
  - (2) その他まちなかフォーラムの運営に関する事

(会計)

第10条 まちなかフォーラムの事業費は、補助金、交付金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 まちなかフォーラムの会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終了する。

(事務局)

第11条 まちなかフォーラムの事務を処理するため、事務局を深川市経済・地域振興部地域振興課内に置く。

- 2 事務局には次の職員を置く。
  - (1) 事務局長 1人
  - (2) 事務局次長 1人
  - (3) 書記 若干名

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、まちなかフォーラムの運営に関し必要な事項は、会長が総会に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成22年5月10日から施行する。
- 2 この規約は、平成28年4月20日から施行する。